

徳島県監査委員公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく職員措置請求に係る監査の結果について、同条第4項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年11月18日

徳島県監査委員	川村	廣道
同	稲田	米昭
同	原	孝仁
同	南	恒生
同	有持	益生

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく職員措置請求に係る監査の結果は、次のとおりである。

平成26年11月5日

徳島県監査委員	川村	廣道
同	稲田	米昭
同	原	孝仁
同	南	恒生
同	有持	益生

第1 請求の受付

1 請求書の提出

平成26年9月8日に徳島市 内海博行から提出された職員措置請求書は、同日受け付けた。本請求は、所要の法定要件を具備していると認め、平成26年9月19日、これを受理した。

2 請求書の要旨

(1) 事実関係

徳島県は、平成25年10月1日、徳島県に於いて、県土整備行政諸施策の意義、重要性を広く広報するとともに、意欲ある建設業者等の取組を適正に評価し、もって建設事業の水準向上、建設業の振興発展及び優良工事等の推進を図るため荒川建設株式会社（鳴門市撫養町立岩字六枚190番地 代表取締役 荒川浩児）を優良工事

知事賞表彰し、報賞品として金5,000円の置時計を授与している。

しかしながら、荒川建設株式会社は、平成25年8月8日に徳島県に於いて、取締役の廃棄物処理法違反（罰金刑）により、産業廃棄物処理業許可取消処分を受け、環境省のホームページに処分内容が掲載されていた。

徳島県表彰規程によれば、知事が行なう表彰については、県民の誇りとなるものに対して知事表彰を行なうとある。

さらに、徳島県職員の表彰に関する規程では、懲戒処分を受け、当該処分の日から、二年を経過しない者は、表彰を受けることが出来ないとあり、また、表彰を受けた者が、職員としてふさわしくない行為をしたときは、その表彰を取り消し、表彰状及び副賞を返還させることがあると謳っている。

請求者は、徳島県に対して、荒川建設株式会社の知事表彰の疑問点を問題提起した。

徳島県は、平成26年6月6日に荒川建設株式会社を2ヶ月の指名停止処分とした。

平成26年6月9日知事定例記者会見によれば、

1. 知事表彰の取消し規程がない。
2. 県庁内の県民環境部と県土整備部の意思疎通がなかった為に生じたもので、県土整備部に報告しなかった県民環境部が悪い。
3. 国、他の都道府県に表彰の取消規程があるかリサーチする。

(2) 知事表彰が不当である理由

荒川建設株式会社は、徳島県より産業廃棄物収集運搬業許可を得ており、産業廃棄物処理法違反で罰金刑を受けていたが、徳島県に報告義務があるにも拘らず悪意を持って報告せず、更新時に発覚したもので、悪質な業者といえる。

にも拘わらず、飯泉ヨシカド徳島県知事は、庁内の連絡ミスにより知事表彰を授与したと主張するが、処分内容は、環境省のホームページにより民間人でも閲覧でき、優秀な県庁職員なら当然に知り得たことで知事答弁の整合性は全くなく、県庁職員及び知事は処分を知りながら悪意を持って知事表彰したと考えるのが妥当である。

さらに、飯泉ヨシカド知事は、国・他の都道府県の表彰取消し規程をリサーチしてから判断すると主張するが、他県では当然に取消し規程を策定しており、この程度のことは、記者会見前にリサーチすべきで、詭弁を弄して県民を愚弄しており、飯泉ヨシカド知事に悪意が感じられる。

つまり、飯泉ヨシカド知事は、荒川建設株式会社代表取締役が、前徳島県建設業協会会長であるが故に、意図的に悪意を持って知事表彰をしたと考えるのが妥当である。

(3) 受けた損害

知事の悪意ある表彰により、徳島県は、金5,000円の損害を蒙った。

(4) 求める措置

飯泉ヨシカド知事は、意図的に表彰の取消し、報賞品の返還を怠り、その結果、徳島県が損害を蒙ったのであるから、知事に返還を求める。

(以上、原文のまま記載した。

なお、事実証明書の記載は、省略した。)

第2 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述

監査請求人(以下「請求人」という。)に対し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第6項の規定に基づき、平成26年10月21日に証拠の提出及び陳述の機会を付与することと定め請求人に通知したが、平成26年9月25日に請求人より陳述会を欠席する旨の通知があり、また同日、追加の書面の提出があったのでこれを受け付けた。

2 監査対象機関に対する監査の実施

徳島県県土整備部県土整備政策課(以下「県土整備政策課」という。)及び建設管理課(以下「建設管理課」という。)を監査対象機関と定め、当該機関から監査調書の提出を求め、平成26年10月21日に監査を行った。

第3 監査の結果

本件請求は、以下のとおり、請求人の主張には理由がないと判断し、棄却する。

第4 決定の理由

1 事実の確認

監査対象機関の関係職員からの聴取及び関係書類に基づいて把握された事実関係は、おおむね次のとおりである。

(1) 知事表彰の概要

ア 表彰

- (ア) 表彰年月日 平成25年 9月30日
- (イ) 表彰者 セノオ・荒川建設緊急地方道路整備工事加賀須野橋左岸下部工建設工事共同企業体(以下「セノオ・荒川」V)という。)
- (ウ) 根拠規定 徳島県優良工事等表彰大綱(以下「表彰大綱」という。)
徳島県優良工事表彰実施要綱(以下「表彰実施要綱」という。)

イ 報賞品

- (ア) 種類 置き時計
- (イ) 購入価格 4,410円(製品単価)
- (ウ) 授与の相手方 セノオ・荒川」V
- (エ) 支払年月日 平成25年 9月19日
- (オ) 購入手続き 報賞品の置き時計は、購入予定価格が10万円未満であったことから一者随意契約とし、平成25年 9月 4日に県土整備政策課が物品購入要求を行い、平成25年 9月18日に5個が納品されている。
購入代金は、平成25年 9月19日に経営戦略部管財課から支払われており、県土整備政策課は、平成26年 1月15日に用度事業特別会計に公金振替をすることをもって、支出手続きが完了している。

(2) 表彰の手続き

平成25年 5月 9日

平成25年 4月 1日付けで施行された表彰実施要綱第 4条の規定に基づき、東部県土整備局長は、セノオ・荒川」Vが施工した緊急地方道路整備工事加賀須野橋左岸橋梁下部工建設工事(以下「加賀須野橋左岸橋梁下部工事」という。)が、表彰実施要綱第 3条の規定に該当する工事である旨を、県土整備政策課長に内申した。

平成25年 8月 7日

優良工事表彰審査委員会(以下「表彰審査委員会」という。)を開催し、県土整備部内の各課長、東部県土整備局長及び各総合県民局長から表彰実施要綱第 4条の規定により内申のあった工事の中から、セノオ・荒川」Vが実施した加賀須野橋左岸橋梁下部工事を知事表彰とすることが決定された。

平成25年 9月 9日

県土整備部長名で、セノオ・荒川」Vの代表者である株式会社セノオ代表取締役宛てに、平成25年度優良工事表彰において知事賞に入選した旨が通知された。

平成25年 9月30日

表彰式が開催され、知事から株式会社セノオ代表取締役役に、賞状及び報賞品を授与した。

(3) 荒川建設株式会社に対する行政処分

平成25年 8月 8日

荒川建設株式会社（以下「当該企業」という。）の代表取締役が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）違反により罰金刑を受けていたことが判明したことを受け、県民環境部環境整備課（平成26年 4月 1日の組織改革により県民環境部環境指導課となる。以下「環境整備課」という。）において、当該企業に対し産業廃棄物処理業許可取消処分がなされ、その後、環境省の産業廃棄物行政情報システムに当該処分情報を登録していた。

本件登録情報は、当該システムにより現在は閲覧が可能となっているが、即時にシステムに反映されず、登録日の数日後に公開されている。

なお、本件取消処分については、県報、ホームページ等による情報開示は行っていない。

平成26年 6月 6日

建設管理課は、当該企業が廃掃法違反による処分を受けていたことを確認し、徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱第2条の規定に基づき、当該企業に対し、平成26年 8月 5日までの2か月間、建設工事の入札参加資格停止措置を行った。

(4) 県民環境部からの情報提供

従来、環境整備課と建設管理課との間の産業廃棄物処理業許可取消処分等の処分情報の連絡体制については、環境整備課自らが直接処分を行った場合に限り建設管理課に対して処分情報を提供しており、許可の更新に当たって市町村に照会して得た情報若しくは他県が行った処分に基づき許可を取り消したような場合については、処分情報を提供していなかった。

なお、本件表彰の選考過程において、県土整備政策課及び建設管理課は、環境整備課に対し当該企業の処分情報の有無を照会していなかった。

2 判断

(1) 判断に当たっての考え方

地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は公金の賦課徴収等を

怠る事実があると認めるときに、当該普通地方公共団体の住民が監査委員に対し監査を求め、当該普通地方公共団体が被った損害を補填するために必要な措置等を講ずるべきことを請求できる制度であり、請求の対象となるのは、違法若しくは不当な財務会計上の行為とされている。

これを本件請求についてみると、請求の対象となる財務会計上の行為は、報賞品代金の支出であるが、請求人が主張するのは、当該企業に対し「意図的に表彰の取消し、報賞品の返還を怠り、その結果、徳島県が損害を被った」ことであり、報賞品代金の支出という財務会計上の行為の前提又は直接の原因となる非財務会計行為（以下「先行行為」という。）である「表彰したこと若しくは表彰を取り消していないこと」の違法性・不当性を問題としているものである。

先行行為の違法性・不当性を主張してなされた住民監査請求については、先行行為の性質及び内容と、財務会計上の行為との関係を総合的に考慮し判断すべきであり、平成4年12月15日最高裁第3小法廷判決では、違法性の判断の基準として、先行行為に予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存する場合に、財務会計上の行為が違法となるものと解されている。また、不当性については判示されていないものの、不当とは、違法とは言えないが財政上妥当ではないことであることから、不当性についても、違法性に準じて判断すべきと解される。

よって、本件請求については、先行行為である「当該企業を表彰したこと若しくは表彰を取り消していないこと」に看過し得ない瑕疵が存在するかを検証し、もって、財務会計上の行為である報賞品代金の支出の違法性・不当性の有無について検討する。

（２）県土整備部が行う建設等工事に係る表彰制度について

県土整備部では、表彰大綱を定め、その第1において、表彰の目的を「県土整備行政の諸施策の意義、重要性を広く広報するとともに、意欲ある建設業者等の取組を適正に評価し、その立場向上を図り、もって建設事業の水準向上、建設業の振興発展及び優良工事等の推進を図るため、本県の社会基盤整備及び地域経済の活性化等に貢献のあった事業及び活動を行った業者等を讃えることとし、表彰を実施する」と定めている。

また、表彰の実施に係る基準等を表彰実施要綱において定め、同要綱第3条において、表彰の対象工事として「最終請負額が1件1千万円以上であること」、「工事成績が80点以上であること」等の要件を定めている。

このように、徳島県の優良工事に係る表彰制度では、制度を運用するための根拠規定を要綱で定め、運用している。

表彰実施要綱では、知事表彰及び県土整備部長表彰の受賞者の選考に関し、第6条で「優良工事表彰の審査委員会において選考するものとする」と規定しており、受賞

者の選考については、表彰審査委員会の判断に委ねられているものと解される。

(3) 報賞品の購入手続きについて

報賞品である置き時計は、地方自治法第239条に規定される物品に該当する。

物品会計について徳島県では、徳島県会計規則（昭和39年徳島県規則第23号）において、取得等の諸手続きに関する規定を置き、また、更なる物品購入手続きの適正化を図るため、審査体制の強化、手続きの明確化等について定めた物品購入改善マニュアルを平成20年12月26日に制定（平成25年8月26日改定）し、運用している。

本件請求に係る置き時計の購入手続きについては、予算額及び購入予定価格の範囲内で執行され、発注、納品及び代金支払いに至るまで、徳島県会計規則及び物品購入改善マニュアルに則り適正に行われており、その手続きに違法・不当な事実は認められなかった。

(4) 表彰の妥当性について

平成25年度の優良建設工事に係る知事表彰は、表彰大綱及び表彰実施要綱に基づき行われたものだが、これらの要綱には、表彰の取消しに関する規定はなかった。

このため、当該企業が廃掃法違反による処分を受けていたことを確認し、当該企業に対して建設工事入札参加資格停止措置を行った際にも、表彰を取り消さなかったものである。

表彰実施要綱に取消しに関する規定がない場合、表彰を取り消せるか否かについては、表彰を取り消す若しくは取り消さないのいずれかを判断することにより生ずる社会的影響や説明責任を考慮する必要があるとしても、その判断は、表彰者を選考する権限を有する表彰審査委員会に委ねられていると解するのが相当である。したがって、本件事案のように、要綱に取消規定がないことを理由に表彰を取り消さなかったことをもって、直ちに違法・不当とまでは言えないものである。

次に、環境整備課から建設管理課への処分情報の提供は、前述のとおり、特定の情報に限られたものであり、本件請求に係る処分情報については、提供すべき情報に該当しないと判断され、建設管理課に提供されていなかった。

異なる部局間の処分情報の提供若しくは共有については、当時、明確なルールと言えるまでのものではなく、いわば実務上の慣行として行われていたと言うべきであり、本件処分情報を認識しないまま表彰した行為そのものについては、選考の過程において十分な調査・検討が行われなかったとの指摘は免れないとしても、このことのみをもって看過し得ない瑕疵があるとまでは言えず、したがって、違法・不当とまでは言えないものと解するのが相当である。

3 結論

以上のように、意図的に表彰の取消し及び報賞品の返還を怠っていることを違法・不当とする請求人の主張については、本件表彰手続きに看過し得ない瑕疵はなく、また、報賞品の購入手続きにも違法又は不当な事実は認められないことから、報賞品の返還を求めるべきとするまでの理由はないと解するのが相当である。

よって、本件請求における請求人の主張には、理由がないものと判断する。

第5 意見

本件請求に対する監査の結果及び監査委員の判断は、上述したとおりであるが、監査を終えての監査委員としての意見を附記する。

廃掃法に係る処分情報は、担当部局から当然提供されるものと、県土整備政策課及び建設管理課は認識していたように、本件請求の背景には、関係部局間の連絡体制が十分機能しないまま、本件表彰制度が運用されていたことがうかがわれる。

本件事案を踏まえ、県土整備部は、取消規定を加えるなど、表彰実施要綱を改正し、平成26年9月1日から施行している。また、県民環境部では、産業廃棄物処理業許可取消処分情報のホームページでの公開、各部主管課に対する処分情報のメール配信、事務担当者による定期的な情報交換会の開催等、再発防止に向けた取組みを行っている。

しかしながら、時間の経過や担当者の異動等により連絡体制が機能しなくなることにも十分考えられることから、定期的に連絡体制の見直しを検討するなど、なお一層関係部局間の連携を強化するとともに、表彰制度についても適正な運用がなされるよう強く望むものである。